厚生労働省トピックス①

(職業安定局)

雇用に関する現状外国人労働者の

基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成24年に836万人であった訪日外国人旅行者数は、昨年初めて3千万人を超え、我が国に在留する外国人も平成え、我が国に在留する外国人も平成30年6月末時点で264万人、我が国で就労する外国人も平成30年10月ま時点で146万人と、それぞれ過去最多を記録している。

能1号」及び「特定技能2号」(以18年に取りまとめた「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」に基づいて外国人が暮らしやすい地は社会づくり等に努めてきたが、今域社会づくり等に努めてきたが、今政府においては、これまで、平成政府においては、これまで、平成政府においては、これまで、平成政府においては、これまで、平成政府においては、これまで、平成政府においては、これまで、平成政府においては、これまで、平成

下「新たな在留資格」という。)の取組を、政府一丸となって、よめの取組を、政府一丸となって、よめの取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下共生のための総合的対応策」という。)を取りま

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現にあいて安全に暮らせる社会の実現に寄いて安全に暮らせる社会の実現に寄いるという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生社会の実現を図るのである。

合調整機能の下、外国人との共生社れる中で、政府として、法務省の総へを後、在留外国人の増加が見込ま

もとより、外国人との共生をめぐを持って着実に進めていく。会の実現に必要な施策をスピード感

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

2 外国人雇用の現状

に占める割合の推移【図表1】・ 在留外国人数と我が国の総人口

展高を更新している。 国内における在留外国人数は、平 3年の東日本大震災後にかけて一時 減少傾向にあったものの、平成29年 がる割合:2・02%)となり、過去 める割合:2・02%)となり、過去

り―(平成30年10月末現在)人雇用状況」の届出状況本とめより、外国人労働者の状況―「外国

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総に関する法律(以下、「労働施策総に関する法律(以下、「労働施策総に関する法を目的とし、すべての事職支援などを目的とし、すべての事職支援などを目的とし、すべての事職支援などを目的とし、すべての事職支援などを目的とし、すべての事職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローク)へ届け出ることを義務付けなどを確認し、原生労働大臣(ハローク)へ届け出ることを義務付けなどを確認し、原生労働大臣(ハローク)、

る外国人労働者(特別永住者、在留 資格「外交」・「公用」の者を除く。) であり、数値は平成30年10月末時点 で事業主から提出のあった届出件数

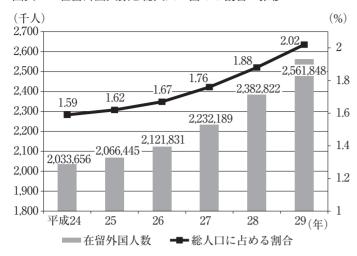
労働者全体の状況について、外国労働者数は146万463人。前年同期比で18万1、793人(14・年同期比で18万1、793人(14・

や留学生の受入れが進んでいる政府が推進している高度外国人材

清流 2019 盛夏号 No.203

こと。

図表 1 在留外国人数と総人口に占める割合の推移



資料出所:法務省「在留外国人統計」

- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 本数値は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。 (注3) 我が国の総人口に占める割合は、総務省「人口推計」による、 10月1日現在の人口を基に算出した。

「声明的、世紀的八郎」に該业する主な大切姿物

図表2 専門的	・技術的分野」に該当する王な在留貨格
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業 の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操 縦者、貴金属等の加工職人等

3

在留資格別にみた外国人労働者

数の推移 【図表3】

在留資格別にみると、

「特定活動 19 7 %

「技能実習」

推移 【図表4】 国籍別にみた外国人労働者数の

16% 専門的・ 35 6 %

技術的分野の在留資格 の伸び率が大きい。

(1) 表2 的・技術的分野の在留資格」) 約27・7万人(いわゆる「専門 就労目的で在留が認められる者 図

雇用情勢の改善が着実に進み、「永

箦 49・6万人 身分に基づき在留する者 等 「永住者」、「日本人の配偶者 (「定住者」 (主に日系 約

八労働者数は、以下のとおりとなる。

就労が可能となる形態別の外国

出入国管理及び難民認定法

(2)

等が背景にあると考えられる。

技能実習制度の活用により技能実

就労が進んでいること。

身分に基づく在留資格の方々の

住者」や「日本人の配偶者」等の

習生の受入れが進んでいること。

範囲内で就労が可能である。

有する在留資格に該当する活動

0

(3)

酬を受ける活動が可能である。 に制限がないため、

技能移転を通じた開発途上国へ 技能実習 約30・8万人

法により、 国際協力が目的である。 から雇用関係のある 平成22年7月1日施行の改正入管 技能実習生は入国1年目 「技能実習」の

これらの在留資格は在留中の活動 様々な分野で報

習生も同様。)。

(4)

特定活動

約3・6万人 (EP

0

在留資格が付与されることになった

労者等)

外国人建設就労者、

外国人造船就

祉士候補者、ワーキングホリデー

Aに基づく外国人看護師・介護福

が決定する。 内容により報酬を受ける活動の可否 に在留する外国人は、 特定活動 の在留資格で我が国 個々の許可の

資格外活動 (留学生の アル バ

(5)

相当と認められる場合に報酬を受け る活動が許可。 い範囲内(1週28時間以内等) 本来の在留資格の活動を阻害しな で、

ト等) 約34・4万人

2019 盛夏号 No.203 清流

、同日以後に資格変更をした技能実

ている。 6、581人 の順となっている。 8 4 0 人 ムについては対前年同期比で7万 ンが16万4、 が 直近の推移をみると、 最も多く38万9、 (同21:7%)、 、006人 31 9 % 向 11 特にベトナ と大幅に

(18・0%) 増加している。

外国人労働者全体の26・6%を占め 国 籍別に直近の状況をみると、 次いで、ベトナムが31万6 117人で、 フィリピ · 2 % 中

7

21

. 7 % `` 万2、

ネパー 5

インドネシアについては

0

(V 7

は 同

1

4

1 人 ル 同 増

加している。

5. 日本で就労する外国人労働者(在 留資格・国籍別) 【図表5】

トナムは「技能実習」が45·1%、 で一資格外活動 (留学生等)」

次

いもの)」

が15・8%、

卸売業、

小

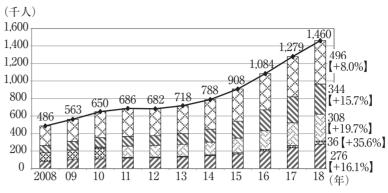
5

13

で「サービス業

(他に分類されな

図表3 在留資格別にみた外国人労働者の推移



☑ 専門的・技術的分野の在留資格 ₩ 特定活動 ☑ 技能実習 ☑身分に基づく在留資格

出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

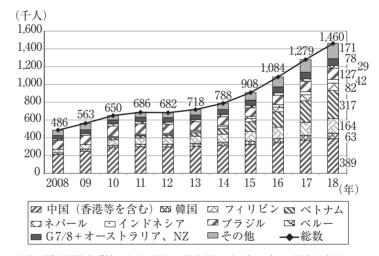
注1:【】は、前年同期比を示している。 注2:「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるも のであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

: 「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基 づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4:「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を 行うもの。

注5:「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うも の (原則、週28時間以内) であり、留学生のアルバイト等が該当する。

図表4 国籍別にみた外国人労働者の推移



出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

6

が 39 60 ネ イ 0 ンドネシアは「 が79・5%となっている。 ールは「資格外活動 4%となっている。 %となっている。 技能 実 (留学生 習 が

産業別外国人労働者数 [図表6]

製造業」が29・7%を占め、

次

6

る 業」がそれぞれ12・7%となって 及び 「宿泊業、 飲食サービス

7 表7 外国人雇用事業所数の推移 図

2% 30年10月末時点で過去最高の21万 同期比で2万1、 業所ペースで増加している。 外国人を雇用する事業所数は平成 都道府県別にみると、以下のとお 348ヵ所となっている。 平成26年以降は毎年約2万事 増加し、過去最高を更新した。 753ヵ所 <u>11</u> 前年

ŋ 1 大阪1万5、 愛知1万7、 東京5万8、878ヵ所 期比17:1% 期比11:6% 期比9.0% 事業所数が多い上位3都 $\widehat{2}$ $\widehat{4}$ 437ヵ所 $\begin{array}{c} 1 \\ 3 \\ 7 \end{array}$ $\widehat{1}$ 2 1 1 カ 8 858ヵ所 ・ カ 所 12ヵ所) [前年] [前年] [前年同 所 増 増 増 同 同

増加率が高い上位3県

2

7 % 宮崎860ヵ所 (165カ 所 [前年同期比 増 23

鹿児島 熊本2、 比 19 · 3 % 22 · 8 % 1 4 3 8 カ 3 9 3 カ (452ヵ所) (225ヵ所 所 所 [前年同期比 一前年 増 増 同 期

3

[の労働関係法令や雇用慣行に関す 外国人労働者は、一般的に、 働者の職業相談体制 ハローワークにおける外国人労 我が

る知識を十分に有していないなどの

外国人雇用を巡る状況

ビスは、 善に向けた助言・指導等を行ってい 行 る。特に、機能特化型の就職支援サー するハローワークを中心に通訳や専 課題がある。 っているほか、 の相談員を配置し、 おいては、 事業主に対し、 以下のとおり。 このため、 外国人の方が多く居住 ハローワークにお 雇用管理の改 就職支援を 厚生労働省

する就職支援

職を希望する外国人留学生)に対

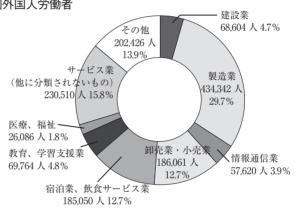
応している。

日本で就労する外国人労働者(在留資格・国籍別) 図表5

四天6 14 (
在留資格	総 数	①専門的· 技術的 分野	②身分に 基づく在 留資格	③技能 実習	④特定活動	⑤資格 外活動
全国籍計	1,460,463	276,770	495,668	308,489	35,615	343,791
中国	389,117	103,237	103,827	84,063	4,660	93,315
韓国	62,516	27,893	22,828	85	3,138	8,564
フィリピン	164,006	9,827	117,125	29,875	5,073	2,098
ベトナム	316,840	31,979	12,405	142,883	4,570	124,988
ネパール	81,562	9,041	3,665	399	3,573	64,875
インドネシア	41,586	3,766	5,434	24,935	3,020	4,431
ブラジル	127,392	863	126,162	105	42	217
ペルー	28,686	97	28,440	54	22	72
その他	248,758	90,067	75,782	26,090	11,517	45,231

厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

産業別外国人労働者 図表6



図表7 外国人雇用事業所数の推移

(事業所) 25万 216,348 194,595 20万 172,798 152.261 137,053 15万 10万 5万 平成26 27 28 30 (年) 29

出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

対象者:高度外国· 外国人雇用サービスセンター 在留資格の外国人、 人材 日本での就 (就労目的

1

大阪、 設置数:4拠点 (東京、 名古屋、

支援内容:高度外国人材の就業を

※福岡は令和元年8月開設予定。

者が離転職した際の職業相談等に対 44拠点)においても、 このほか、全国のハロ 語の通訳員を配置し、 が就職支援を実施。 ウー

外国人雇用管理指針の見直し

2

報を十分に有していない場合もある に関する知識や求職活動に必要な情 外国人労働者は、 日本の雇用慣行

促進するための クを活用し、 ハローワークの全国ネッ 中核的施設とし 専門的か つきめ 1

留学生コーナー

細やかな就職支援を行う。

対象者:日本での就職を希望する 外国人留学生 (既卒含む

設置数:21拠点(一部の新卒応援 ローワークに設置

支援内容:外国人雇用サービスセ 対象者:日系人等の身分に基づく きめ細やかな就職支援を実施。 ンターと連携し、 外国人雇用サービスコーナー 担当者制による

設置数:129拠点

外国人全般

在留資格の外国人を中心とした

が適切に対処するための指針」(平 条において、事業主に対し、その雇 すべき法令などを規定している。 確保、 適正な労働条件の確保、 成19年厚生労働省告示。 の雇用管理の改善等に関して事業主 に対処できるよう、「外国人労働者 して、それらについて事業主が適切 援助の努力義務が課されている。そ きるよう、雇用管理の改善と再就職 用する外国人が能力を有効に発揮で ことから、労働施策総合推進法第7 べき雇用管理の内容や事業主が遵守 八雇用管理指針」という。) において 適切な人事管理、など努める 安全衛生の 以下「外国

での公労使による議論を経て、外国 業安定分科会雇用対策基本問題部会 との方針が盛り込まれた。このよう 衛生の確保に努めていく必要がある 働条件と雇用管理の確保、労働安全 おり、また、総合的対応策において 者を取り巻く環境は大きく変化して 者の増加・多様化など、外国人労働 定された平成19年以降、外国人労働 な背景を踏まえ、労働政策審議会職 (平成31年4月1日より適用)。改正 人雇用管理指針の見直しを行った さらに、外国人雇用管理指針が制 外国人労働者について適正な労

における生活支援

情報提供や同行などの地域社会

事項は以下のとおり。 後の指針に新たに盛り込まれた主な

- 時間外・休日労働の上限規制の導 法の内容 での把握などの働き方改革関連 守、労働時間の状況の客観的方法
- 適正な賃金の支払い、強制貯蓄の する事項 禁止などの労働条件の確保に関
- 母国語その他外国人が理解できる よる説明 言語又は平易な表現の日本語に
- ・人事管理に関する運用の公正性の する措置 確保などの雇用管理の改善に関
- 離職時や社会保険の適用事業所以 行政・医療・金融機関等に関する 社会保険の加入に関する措置 険・国民年金への加入支援などの 外の事業所における国民健康保

4 新たな在留資格の創設

1 改正入管法においては、新たな存 の運用に関する基本方針の概要 特定技能の在留資格に係る制度

ばならないとされているところ、当 留資格に係る制度の適正な運用を図 決定)の概要は以下のとおり。 該基本方針(平成30年12月25日閣議 項等について基本方針を定めなけれ 求められる人材に関する基本的な事 るため、制度の意義に関する事項や

(1)制度の意義に関する事項

保することが困難な状況にある産業 け入れていく仕組みを構築する。 技能を有し即戦力となる外国人を受 ための取組を行ってもなお人材を確 上の分野において、一定の専門性 た深刻化する人手不足に対応するた 中小・小規模事業者をはじめとし 生産性向上や国内人材の確保の

(2)保を図るべき産業上の分野に関す 外国人により不足する人材の確

1 特定技能外国人を受け入れる分

図るべき産業上の分野 外国人により不足する人材の確保を することが困難な状況にあるため の取組を行ってもなお、 生産性向上や国内人材確保のため (特定産業分 人材を確保

> 2 人材が不足している地域の状況

る。 受入れ見込み数を記載する。 分野別運用方針に向こう5年間の 受入れ見込み数

よう、必要な措置を講じるよう努め

に集中して就労することとならない

大都市圏その他の特定地域に過度

(3)求められる人材に関する事項

【図表8】参照

図表8 求められる人材に関する事項						
	特定技能1号	特定技能2号				
技能水準	相当程度の知識又は経験 を必要とする技能 (**)	熟練した技能 (※)				
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、 生活に支障がない程度を 基本とし、業務上必要な 日本語能力(※)	_				
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要				
家族の帯同	基本的に不可	可能				

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

する基本的な事項()関係行政機関の事務の調整に関

国内における取組等

(ブローカー)等の排除を徹底する。の連携強化による悪質な仲介事業者法務省、厚生労働省等の関係機関

国外における取組等

等、必要な方策を講じる。間取決めなどの政府間文書の作成の主要者等の介在防止のため、二国の主義を対している。

- ・分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握する。人手不足が分野所管行政機関の長は、特定産が分野所管行政機関は今後の受られる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受び分野所管行政機関は今後の受て、分野別運用方針の見直し、在て、分野別運用方針の見直し、在て、分野別運用方針の見直し、在り、分野別運用方針の見直し、在り、大は特定産業分野を定める省令とは特定産業分野を定める省令がら当該分野の削除の措置を検討する。
- 受入れの上限として運用する。は、大きな経済情勢の変化が生じは、大きな経済情勢の変化が生じ

協治安上の問題が生じた場合の対

特定技能外国人の受入れにより、特定技能外国人の受入れにより、特定技能外国人の受入れにより、特定技能がよっ、制度関係機関及び分生じないよう、制度関係機関及び分生があるとともに、必要な措置が

(5) 制度の運用に関する重要事項

① 1号特定技能外国人に対する支

生活オリエンテーション、生活の生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人と日本らの相談・苦情対応、外国人と日本らの相談・苦情対応、外国人と日本らの相談・苦情対応、外国人と日本ので流の促進に係る支援を行う。

② 雇用形態

野別運用方針に明記する。場合、例外的に派遣を認めるが、分て直接雇用する。特段の事情があるてルタイムとした上で、原則とし

③ 基本方針の見直し

討を加え、必要があれば見直す。 改正法施行後2年を目途として検

が生じた場合の対 2.分野別運用方針の概要

されている。 野別運用方針においては、5年間の 航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品 する方針が、4分野(介護、ビルク 能の在留資格に係る制度の運用に関 られる人材の基準、 分野合計で3万5、150人)、求め 最大値としての受入れ見込み数(14 製造業、外食業)において示された 建設、造船·舶用工業、自動車整備 製造業、電気・電子情報関連産業 リーニング、素形材産業、産業機械 (平成30年12月25日閣議決定)。各分 前記の基本方針に基づき、 雇用形態等が示 特定技

今後の方針

本年4月に特定技能外国人の受入れが開始されたが、新たな在留資格に基づく外国人労働者についても、他の就労目的の在留資格等と同様、ハローワークにおける再就職支援や外国人雇用管理指針等に基づく事業外の雇用管理改善への取組等、基本的な雇用対策の方針について変わるところがない。

入れにおける関係行政機関の取組が方針において、特定技能外国人の受ただし、改正入管法に基づく基本

きは、これを指導・監督等の端緒と 疑いがある情報等の提供を受けたと せん機関への指導・監督や、出入国 労働基準監督署、ハローワーク等を 管理の改善を図ることとされてい 備として、労働条件の確保及び雇用 外国人が「特定技能」の在留資格に 内労働市場の動向を注視するほ 規定されている。厚生労働省は、 して活用すること等が盛り込まれて 属機関等による労働関係法令違反の 通じた特定技能所属機関や人材あっ る能力を有効に発揮できる環境の整 基づく活動を適切に行い、その有す 在留管理庁が把握した、特定技能所 具体的には、都道府県労働局、

こうした点も踏まえ、厚生労働省 では労働条件などルールに則った外 国人雇用について、毎年6月に政府 国人雇用について、毎年6月に政府 国外雇用について、毎年6月に政府 では労働条件などルールに則った外

